

議事日程（第5号）

令和7年9月22日（月曜日） 午前10時 開議（決算審査特別委員会）

日程第1 ※決算審査特別委員会

- 議第65号 令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
- 認第1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
- 認第2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認第3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算
- 認第6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第5号に同じ）

☆

出欠席委員氏名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	遊	佐	亮	太	君	2番	伊	原	ひとみ	君		
3番	駒	井	江	美	子	君	4番	今	野	博	義	君
5番	渋	谷		敏	君	6番	本	間	知	広	君	
7番	那	須	正	幸	君	8番	佐	藤	俊	太郎	君	
9番	菅	原	和	幸	君	10番	土	門	治	明	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永裕美君	副町長	高橋務君
総務課長	鳥海広行君	企画課長	渡会和裕君
産業課長兼農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課納税係長	大川貴弘君
教育長	土門敦君	教育委員会長	荒木茂君
農業委員会会长	佐藤充君	選挙管理委員会長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅原潤 議事係長 船越早苗 主任 伊藤歩美

☆

決算審査特別委員会

委員長（伊原ひとみ君） おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時）

委員長（伊原ひとみ君） 本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、土門町民課長が所用のため欠席、大川納税係長が出席、その他全員出席しておりますので、報告します。

上衣は自由にしてください。

これより本日の議事日程により、延会前に引き続き決算の審査を行います。質疑に際しましては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） おはようございます。それでは、私の方からも決算審査に関しての質疑をさせていただきます。決算審査でありますので、一般質問にならないように注意をしながら、審議させていただきたいと思います。

初めに、健康福祉課のほうからお願ひをいたします。事項別明細、45ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の中の節18、負担金補助及び交付金、説明が民生児童委員協議会補助金とあります。520万円ほどの支出がありますが、まずはこの中身の内容と、現在の民生委員の人数ですか、数もし分かれば、その辺のところをお伺いしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

民生児童委員につきましては、民生児童委員の皆様が50名、主任児童委員の皆様が3名いらっしゃるという内容になってございます。民生児童委員、民生委員児童委員の皆様には日頃から町民の福祉向上のために日々ご尽力をいただいておりますこと、心から敬意と感謝を申し上げているところでございます。そちらの協議会の運営費といたしまして、まず1つは活動費ということで、お一人6万1,200円の53名分、そして地区割といたしまして24万円、そして地区の活動費につきましても3,000円掛ける53人分ということ、そして各種調査費、お一人5,000円の50人分ということで、活動費といたしまして総額389万2,600円となってございます。そのほか運営費、事務費、会議費などにつきまして19万4,400円、研修費、各種研修用の様々な用途ということで、お一人2万1,000円の53人分という形で計上しているものでございます。総額で520万円という形となっている内容でございます。

以上でございます。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 課長、ありがとうございました。現在合わせて53名の方々から児童民生業務に携わっていただいているというお話でございました。民生委員といえば、やはり守秘義務も出てきますし、また地域との区長さんとの連携等も必要な、とても重要な業務かなとは思っております。その中で、この活動費や運営費が特に問題があるわけではなくて、近年に入りまして、かなり地域関係の役員の方々の成り手不足が増えてきているように思われます。今回の民生委員の中にも、やはり各地区で民生委員が見つかなくて、区長さんが兼務している地区もあるのではないかなどお話を聞いておりますので、そういう中で何地区ぐらいあるのかなというところのお話を伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

地区と申しますと、8名が区長さんが兼務をしているということでございます。成り手不足ということでございますが、事務局のほうでは年配の方が健康面を理由に、若い年代の方は個人情報を取り扱うことに対し強い抵抗感があって、引き受けてくれる方がなかなか少ないというような声が寄せられているところでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 地区が大きくなればなるほど、そういう問題も出てくるのかなというところもありますので、今後やはり民生委員という役職はとても町にとっても、地域にとっても必要な役職でありますので、成り手不足がいなくて、区長さんが自らやっていただければいいのでしょうかけれども、やはりといったところでの地区の役職配分も今後の課題にはなってくるのかなと思っておりますので、そういう

ったところを町のほうではどういうふうに今後考えているのか、その辺のところを伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

健康福祉課の取組といったしましては、今年度、重層的支援体制整備事業が本格スタートしてございます。この事業の中の一つ、1つの支援機関だけではなく、解決に導くことが難しい複雑、複合的な課題を持つ世帯につきましては、様々な関係機関が知恵を出し合いながら支えていくという体制を整えておりますので、1人で問題を抱え込むことのないよう、連携をしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 重層的な支援ということで私たちも講習を受けさせていただいておりますけれども、やはり報酬に関しての成り手不足ではないという、先ほど課長からのお話でした。年配、高齢の方々は、高齢的なものもあるし、若い方々からしてみれば、個人的情報の守秘義務もあるというお話もありましたので、そういったところの不安をやはり解消していって、しっかりとこの民生委員の業務のほうも今後継続できるような形でお願いしていただければなと思いまして、今回決算質疑の中で質問させていただいたところであります。ありがとうございました。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 一つ、民生委員の皆様におかれましては、法律に基づき位置づけられたボランティアということで、民生委員法に基づきまして厚生労働大臣が委嘱をし、その身分は非常勤の地方公務員と解されているところでございます。給与の支給ではなく、ボランティアとしての活動という形になってございますので、あくまで活動費という形で支給をさせていただいております。補足が漏れました。

以上でございます。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございました。

続きまして、同じく健康福祉課、49ページになります。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節7の報償費、子育て世帯移住奨励金699万円ということではありますけれども、この内容についてまずはお伺いしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

子育て世帯移住奨励金につきましては、令和6年度から、子育ての世帯のさらなる負担軽減のため、月額1万円から1万5,000円に増額を支給しているところでございます。第4期、1月から3月分までの支給分といたしまして24世帯、対象児童としては40名に支払いをしております。なお、令和6年度の新規の対象者としましては、6世帯、児童が10人となっているところでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございました。遊佐町の子育て世帯移住奨励金交付要綱というのがありますて、それを見てみると、第3条の中に（1）、移住者であって、零歳から義務教育課程にある子

とその子を養育する者から成る世帯、（2）に移住の日から5年以上継続して遊佐町に定住できる世帯。第4条には、移住奨励金の額は子供1人当たり月額1万5,000円とし、移住の日の翌月から3年間にわたり交付するという内容であります。こういった中で、移住者に対しての子育てに関して支援というのは、遊佐町はほかの地区から見れば、かなり手厚い支援がなされていると思っております。先ほど課長のお話では、40名に支給しているということでありましたけれども、1つこの要綱の中で気になった点がありまして、第9条、受給資格喪失等ということありました。移住奨励金の交付を受けた世帯において、世帯構成の変更等により、移住奨励金の交付を受けた者が第2条、第3条に該当しなくなった場合は、速やかに遊佐町子育て世帯移住奨励金受給資格喪失届を町長に出さなければならぬというところも付け加えてあったわけでありますけれども、この奨励金制度ですけれども、こういうふうに載っているということは、これまで喪失になった方がいらっしゃるのかどうかというところ、事業自体としては、6年度は6世帯、12名というふうになっておりますが、この第3条の（2）の移住の日から5年以上継続して遊佐町に定住できる世帯というふうにあります。これは載っておりますけれども、移住した日から5年間は必ずいるのだと皆さん思って移住してこられるわけなのでしょうけれども、時と場合によっては、そういった喪失を受けることもあるのかなというふうな状況も出てくると思いましたので、これまでといいましょうか、今年度そういった形で喪失された方いらっしゃれば、その返金の金額もあるわけなのですけれども、その返金の金額がどこに入っているのかというところも、もしあれば、お願ひできればと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

5年たたずみに残念ながら転出された方ということのご質問でございましたけれども、令和6年度、3世帯、お子さんが4名という形になっているところでございます。内容としましては、3年以上、5年未満ということになってございます。こちらにつきましては、返還が2分の1という形となっているところでございます。うち2世帯につきましては、6年度中に返還をいただいておりまして、歳入で申し上げますと事項別明細書の22ページ、雑入ということで、返還金ということで、令和6年度、55万5,000円ということで受入れをしているところでございます。残り1世帯については、今現在、返還をお願いしている途中でございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） こういった支給の中には、途中でやはり計画変更を受けなければならないような移住者の方々、ご家庭の方々もいらっしゃるわけであります。結構な金額かなと思っております。55万5,000円の、これは2世帯、やはり月額1万5,000円ということは、お二人いれば3万円、2分の1の返還となれば、その中であるわけですけれども、これは例えばその年度をまたいで、年度に二、三ヶ月入るわけですね、例えば4月の年度から7月の年度になると3ヶ月経過したというふうになります。その年間を通しての1万5,000円という形になるのか、月割りでの1万5,000円なので、その年度、例えば3年から5年までの年度の中で、途中でもその分の年度の分は返還しなければならないのかどうか。3年度に入って、2ヶ月ぐらいいたしましたと。でも、その3年から5年までの間の2年分なので、その分の返還を求めるという形になるのかどうか、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

申し訳ございません。細かいところの積算、今ちょっと把握していないところではございますが、要綱に記載していますとおり、転入されたところの翌月からという計算になっておりますので、同じような運用で計算をしているものと認識しております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。これ返還するにしても、かなりの額の一時金での返還になるかと思われますので、もうときはよかったですとは思うのでしょうかけれども、やっぱりこういったときにはかなり多額の金額が支出になるので、保護者の方々も大変なのかなというふうな形で今回内容を伺ったところがありました。ありがとうございます。

続いて、50ページ、健康福祉課、最後になりますけれども、目3児童福祉施設費、節12委託料、一時預かり事業委託料147万円の、まずは内訳をお願いしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

こちらにつきましては、杉の子幼稚園に委託をしている内容でございまして、内容としましては一時預かりということでございますけれども、幼稚園部分の教育で認定を受けている方の延長保育と在園児の延長保育でございます。その部分と、あとは本当の一時預かりという形で、保護者様の急な用事ですか、短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたいときなどお預かりするという形になってございますので、そういう形の方への委託料ということでございます。内容といたしましては、国の子ども・子育て支援交付金の単価を用いて算定をしているところでございますけれども、6年度の実績といたしましては、在園児の部分につきまして、平日は、延べ人数の児童でございますが、376名、長期休業日の児童数ですけれども、46名、そして在園児以外の利用ということで延べ5名ということで、合わせまして427名の利用があったという形になってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございました。この一時預かり、園児といえば大体5～6歳ぐらいまでの赤ちゃんをお持ちの方々と思われますが、やはり今若い世帯、お二人で世帯を新しく持つて遊佐町で住んでいる方々増えてきておると思われます。この庁舎付近にも新しいお宅が結構建ってきましたので、そんな中でやはりこういった事業はこれからも継続して、かなりの需要が必要になってくるかなと思っておりますので、その内容を伺いまして、私でつくり子どもセンターのぽっかぽかクラブかなと思って、ちょっと勘違いしておりますが、杉の子幼稚園ということで今お話を伺ったところであります。年間427名ほどの利用があるということですので、こういった事業はもう少し継続して予算のほうの確保もぜひお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

以上、福祉課のほうを終わりたいと思います。

それでは、続きまして、総務課のほうに移らさせていただきます。ちょっとページ数が逆になりますが、

先ほど総務課長のほうから鳥海山の遭難のお話もありました。今日の朝、結構酒田地区消防署のほうも朝早くから動いているようでございましたので、その内容で52ページの項3災害救助費、目2山岳救助費、節7の報償費1万6,620円という金額が上がっておりました。これを見ますと、8万3,380円という不用額が出ておりました。山岳救助費のこの訓練のまでは内容について伺い、不用額の額が結構多いので、なぜこういった不用額が出たのかというところを伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、訓練指導謝礼等ということで1万6,620円ということでございますけれども、この内容についてなのですから、これは今年の2月19日から20日に行われました山岳遭難救助隊、いわゆる山遭隊の関係の山形県、県で行います雪山遭難救助訓練参加謝礼の1万6,620円ということでございます。まず、この不用額、結構多いということでございましたけれども、この予算については、このような訓練、協力謝礼と救助活動協力謝礼が一緒になっておりまして、今回不用額になっているのが主に救助活動協力謝礼でありまして、基本的に山遭隊が救助活動を行う場合は原因者負担ということで、遭難者側の負担となります。それで、実際は町からの負担はございませんが、ただし警察や消防で山岳救助活動の際に山遭隊が道案内などで同行する場合がありますが、遭難者側からの要請がなく、どうしてもそのような場合、出動しなければならないときがございまして、そういうときのために町として予算措置しているものでございます。不用額が多いということは、そのような出動がなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ありがとうございました。山岳救助隊の訓練ということでの参加者の謝礼ということでありましたけれども、この1万6,620円の参加者は何名だったのでしょうか。何名の参加があって、この支払いになったのか。また、訓練指導の内容に関しては、不用額という金額ではなくて、しっかりとした訓練は行っていただいたのかどうか、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 参加者の人数については、ちょっと把握しておりません。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 人数的にはまた後で教えていただければと思います。

今日もそうですけれども、先日も酒田の子供たちもまた道に迷ったというお話もありまして、山も雑木がかなり大きくなっています。分かれ道や山岳道の確認がなかなかできなくなってきたのではないかなどと思っております。今年になってからその鳥海山で遭難される方々が結構多くなってきている感じがいたしますので、こういった山遭隊の方々の出動も多くなってくるのではないかなどと思っておりますので、またそういった内容も踏まえて、総務課のほうにはしっかりと対応を取っていただくような形でお願いをしたいなと思っています。やはり鳥海山というのはすごく雄大な山に見えますが、懐が深くて、あまり簡単に考えて登ると結構とばっちりを受けるような、そんな山もありますので、しっかりと装備を持って登山できるような形で周知もお願いできればなと思っております。その辺に関して、副町長、山岳

のスペシャリストでありますので、もしご意見あればお願ひしたいなと思います。

委員長（伊原ひとみ君）　　高橋副町長。

副町長（高橋　務君）　　お答えをいたします。

例年山岳遭難につきましては、夏場ですと、疲労で動けなくなったり、あるいは転んでけがをした。秋になりますと、先日もそうでしたけれども、日没が早くなるものですから、それに伴って、夜暗くなってしまい、もう動けないというふうな状況がこれまでも発生をしているということでございます。私が3月までおりました観光協会でもその辺の注意喚起は随分努力をしてきておりまして、特に山頂往復については、やはり一般の人ですと12時間前後かかるというふうなことを踏まえて準備をしていただきたいというふうなこと、それからもう8月以降は日没が日々早くなりますので、懐中電灯、ヘッドライトを必ず持つてくださいねというふうなことをやりながら、周知の努力をしているということです。これからは本当に寒くもなりますので、十分準備をして、登山をしていただきたいというふうに思っているところでござります。

委員長（伊原ひとみ君）　　7番、那須正幸委員。

7　番（那須正幸君）　　副町長、ありがとうございました。鳥海山といえば、かなり登山客も多い山でありますので、そんな中でやっぱりPRの中にも、美しく楽しい鳥海山ですよと、そのためには装備をしっかりとして登ってくださいと、うちに帰るまでが登山ですというふうな形でPRをしていただきたいなと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、総務課、ちょっとページ数戻ります。27ページ、目1一般管理費、節7の報償費、事業謝礼という形でありますと、1,509万1,910円というふうに載っております。内容がちょっと分からなかつたので、この内容をちょっとお伺いしたいと思います。お願ひします。

委員長（伊原ひとみ君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　それでは、事業協力謝礼1,509万1,910円ということでございますけれども、これについては主なものが区長協力謝礼ということでありまして、各地区区長会長6名分、51万1,200円、各地区副会長6名分、49万3,800円、あとそのほかの区長97名分が779万8,800円、あとそのほかに6地区区長会分として3万円支出しております。あと、世帯割分として623万6,450円、あと区長協力謝礼のトータル、合計については1,507万250円であります。このほかに町長、副町長とか各訪問先に訪問したときに手土産代ということで、それが2万1,660円ということでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君）　　7番、那須正幸委員。

7　番（那須正幸君）　　ありがとうございました。区長会関係の事業謝礼というお話をありました。ここは承諾いたしました。ありがとうございました。

その中で、もう一つ、運転業務協力謝礼という形で83万5,913円というふうにもありますが、この内訳ももしお願いできればありがたいです。よろしくお願ひいたします。

委員長（伊原ひとみ君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　それでは、運転業務協力謝礼、28ページになりますけれども、その83万5,913円ということについて申し上げます。これは、公用バスなどの運転業務協力謝礼でありますと、運転業務を

行う会計年度任用職員の方がいらっしゃるわけなのですけれども、その方が対応できない場合、あらかじめ運転業務を、登録していただいている方に臨時に運転業務用業務をお願いするための謝礼であります。ちなみに、日額9,000円ということでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君）　　那須正幸委員。

7番（那須正幸君）　　文字どおりの運転業務なのですね。何か事業を運転するための運転業務の謝礼かなどと思ったところがありました。通常の公用バスの運転手さんが対応できない場合の、登録している方々への日額9,000円の支払いの中の運転業務という内容でした。ありがとうございました。

続きまして、節12委託料、設計監理委託料55万円の内訳をお願いしたいと思います。どこの設計だったのかということで。

委員長（伊原ひとみ君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　同じく28ページの節12の一番上になりますけれども、委託料の設計監理委託料55万円について申し上げます。

これについては、この庁舎、新庁舎あるわけなのですけれども、そのサーバー室の改修工事の関係の実施設計業務委託料でございます。ここの新庁舎の西側の職員の通用口ございますけれども、そのすぐ入ったところにサーバー室ございますが、その室内温度が、サーバーの関係もございましてエアコンを常時稼働させておりまして、23度に保っている状況にございます。ただ、外気温との温度差でサーバー室の湿度が高くなってしまうこともございまして、室内の結露の発生がこれまで問題となっております。その結露を解消するための実施設計業務委託料ということでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君）　　7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君）　　ありがとうございます。昨年から結構湿気がたまって、サーバー室の工事をしているのが見受けられます。今回この設計委託料の工事は終わったのかどうか、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　工事については、先日完成検査も行いまして、結露についてはまずなくなつたといいますか、そのような状況で、完成と認めるということで完成検査は終了しております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君）　　7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君）　　工事は一応完成検査を終了したということですが、結露は多分これから冬期間入ると結構な温度差になってきますので、これからが多分内気と外気の温度が出てくると、かなりのまた結露が出てくるかなと思っております。裏口の位置に関しては、やはり温度差が一番たまるところかなというふうに私も見ておりましたので、この今回の設計料もかなりの設計料なので、これがまた結露をして工事という形になる可能性もあるのでしょうかけれども、ないことを願いますが、そのときはまた設計料が発生するのかどうか、その辺のところを伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今回の工事の内容についてなのですけれども、まず断熱材をこれまで以上に使用して、あとロスナイというか、ロスナイエレメントってあるのですけれども、熱交換器なのですけれども、換気の際に捨てられてしまう室内の温かさ、あと涼しさを再利用、熱回収しながら換気するものなのですけれども、そのロスナイを設置しております、まずは今の状況では大丈夫かなというふうに見ております。ただ、もしさまつ今後不具合、結露がまだ改善されていないという状況がもしあつたのだとすれば、そこでまた検討する必要があるのかなとは考えております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 自然と言ったらおかしいのでしょうかけれども、温度調整も必要になってきますし、これだけ設計料と、それから工事料かかるわけなので、やはり一度でしっかりと工事を行っていただくように、今後もお願いしたいなと思っております。ここは終わりたいと思います。

続いて、32ページの目6財産管理費、節12の委託料、町有地の管理委託料とありますが、26万3,256円ですけれども、これはどこに委託をしていて、どこの場所なのかを伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 町有地財産管理委託料ということで、26万3,256円について申し上げます。

これについては、主に町有地の草刈りなどによる管理の委託料ということでございまして、一つに境田公園があるので、境田公園については、境田自治会に委託しております、委託料2万4,000円であります。あと、特別養護老人ホームのにじだての脇のところに旧吹浦小学校の跡地があるので、そこについては吹浦まちづくり協会に委託しております、委託料5万円ということでございます。あと、青葉台緑地公園がございますけれども、これについては服部興野の集落のほうに委託しております、委託料1万円ということでございます。あとそのほかに、駅前二区地内警鐘台設置敷地、あと西浜住宅団地、あと旭ヶ丘教習所跡地、あと旧吹浦漁港のところの空き地あるのですけれども、そこについてはシルバー人材センターのほうに委託しております、合計で委託料17万9,256円ということであります。

まず以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 分かりました。町有地の管理としては、草刈りが主にメインだというお話をしたので、その内容に関しましては確認をさせていただいたところであります。かなり多くの場所があるので、そういった形では今後もまた必要になってくる経費なのかなと思っておりますので、草もやはりこの異常気象でかなり伸びるのも早くなっていますので、そういったところの対応も必要になってくるのかなと思っています。ありがとうございました。

総務課は以上ですけれども、また後でちょっと鳥海山のことでお聞きしたいと思いますので。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 先ほど答弁漏れございました、山遭隊に関することでございましたけれども、山遭隊につきましては、人数は全体の人数把握はちょっと今できていないということなのですけれども、まず令和7年2月19日から20日に山形市蔵王坊平高原で実施しました積雪期の遭難救助訓練に参加した鳥海山ガイド協会所属者の1名に対する謝礼ということでございます。内訳につきましては、遊佐町から山

形市までの交通費相当の4,920円と、あと宿泊負担金1万100円と、あとリフト券1,600円ということでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。山形の蔵王坊平で行われたということでありましたので、今そのお話の続きでありますけれども、山岳救助隊に向かわれている方々も命をかけて向かっているわけなのでありますので、そういう訓練も必要だとは思いますけれども、やはりこれからはまた増えてくるのかなと思いますので、そういうところの手当ての対応もまたお願いしたいなと思っております。

その課のほう、また後でというお話で私今させていただきましたので、続いて企画課のほうに伺いたいと思います。企画課のほう、結構数がありますので、最初に33ページの目8企画費、節7報償費、定住支援活動集落報奨金8万円のまずは内訳をお聞きしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

定住支援活動集落報奨金8万円についてのお尋ねでございました。この制度のほうから少しお話をさせていただきますと、要綱上の設定となるのですけれども、遊佐町内に新規に居を構えた転入世帯に対して、転入後において円滑に地域に溶け込めるよう、集落、自治会等の自治組織が転入者の受入れを行う活動について報奨金を交付する、移住者の定住と地域の活性化を推進して町の振興を図ることを目的とすると、そういう目的でこの報奨金が設定をされておりますけれども、令和6年度の実績からまいりますと、各集落1世帯、手当2万円という設定をしておりますので、8万円ということですが、4集落に対して2万円ずつお支払いをさせていただいたものとなってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 今ご説明をいただいた要綱に関しては、確認をさせていただいたところであります。やはりこれも要綱を見ますと、移住者の方ということで、その集落にお世話になるということで、町のほうから、またその集落のほうへの1世帯につき2万円というお話がありました。これも要綱の第2条の（5）、移住者というところに、本町以外の市区町村に5年以上移住した者であって、本町内に定住の意思を持って平成25年4月以降に転入した方で、かつ転入後の移住期間が5年未満の者というふうにあるのです。これ先ほども健康福祉課のほうでも5年以内というお話がありましたけれども、健康福祉課のほうではそのお子様への手当てを変更された方がいらっしゃったというお話がありましたが、この4集落に関しては、変更のあったところはあったのかどうか、変更がなくても、この支援というのは返却を求めていないのかどうか、そういうところも伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

この報奨金について、事情が変わった際のお話ということだと思うのですけれども、具体的にすれば、例えばその集落からほかに転居されたとか、そういう際にはというようなお尋ねでよろしかったのかなと思っておりますけれども、そういう場合であっても返還を求めるという規定にはたしかなっていない

ものになりますし、多分これまでもそういう例ではあんまりといいましょうか、私が把握している限りはないと思っております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。内容の確認をさせていただいたところであります。これに関しては、返還を求める内容ではないというお話でありましたので、承諾をいたしました。

続きまして、次のページ、34ページ、節13使用料及び賃借料、空き家活用住宅賃借料32万3,200円、これの内訳をお願いしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

空き家活用住宅賃借料32万3,200円についてのお尋ねということだと思います。こちらは、町が借り上げしている空き家についての所有者にお支払いをしているものになりますけれども、固定資産税相当額をお支払いをしておりますので、現在といいましょうか、令和6年度の内訳で申しますと、住宅10棟借り上げさせていただいております。そちらで合わせまして23万7,100円となっておりまし、あと多機能型、お試し住宅のほうになりますけれども、多機能型としましては2棟借り上げさせていただいております。広野に1棟と駅前二区のほうに1棟ということなのですが、広野にありました多機能型住宅については、令和6年の7月の時点での契約期間満了ということで解約をさせていただいておりまして、多機能型2棟分で2万7,700円、合わせまして32万3,200円……すみません。勘違いしております。もう一つありました。それも含めて、そのほかに空き家再生地域おこし活用店舗、店舗の部分、1号から3号まで町で整備をして、移住者の方からお店として使っていただいているところがございますけれども、そちらの3棟分で5万8,400円を町のほうからお支払いをしていると、所有者に対して固定資産税相当額ということでお支払いをしているものになります。合わせて32万3,200円ということになってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました。遊佐町で借り上げをしている空き家に対しての固定資産税相当の金額ということでありました。この中で、お試し住宅2棟あります、広野は契約満了で、現在地域おこし隊の方が住んでいらっしゃるはずですね。駅前とありますけれども、現在は山のところ、そして町の中と、そして前は吹浦地区にも海の家というのがありましたけれども、このお試し住宅に関しては今後増やす予定はあるのかどうか、空き家の登録バンクに登録するのが条件ということでありましたので、そういう中で、現在吹浦地区にはないということ、海のほうにはないということありますので、そういうところで今後の計画はどうなるのかお伺いしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

お試し住宅の今後についてということでお尋ねでございました。令和6年度の実績でいきますと、かなり駅前のお試し住宅のご利用されている方、頻繁にといいましょうか、切れ目なく使っていただいているという実績がございますので、やはり1棟だけではという思いがこちらにもございますので、いい物件が

あれば、町でもまた借り上げをさせていただいて、リフォームをしてお貸しをすると、ぜひ遊佐に来ていただいて、遊佐を感じていただいて、移住、定住につなげるという取組につなげていきたいなと思っています。今委員おっしゃいましたとおり、例えば海が見えるところにどこかいいところあればという思いでもありますけれども、そういった情報などもこちらで集めながら、適地を選んでいければなと思っております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 空き家の利活用というのは、今後やはり登録をするのもいいのでしょうかけれども、使える空き家があるかどうかというところも、やはり町内ではかなりの問題が出てくるのかなと思っています。使える空き家を維持するためには、空き家になる前のやはり手当ても必要かなと思っておりますので、そういったリフォーム資金も併せて、そういったところの活用も今後町の課題かなと思っていますので、そういったところもぜひ進めていただければなと思っております。

移住に関しては、今朝もテレビで、東京で移住の何かフェスティバルがあって、全国の自治体から730ほどの自治体が集まってきていて、かなりのにぎわいを見せていたというふうなニュースが入っておりました。遊佐町でも行っていたのかどうか、そこは行っていたのではないかなと思われますけれども、若い方が今ちょっと移住を考えている方々が多いということでありましたので、やはりそういったところも含めてこういった空き家の利活用、今後ともぜひ進めていただければ、また関係人口も増えると思いますので、その辺のところをお願いしたいなと思っています。

続きまして、35ページの節18負担金補助及び交付金、これも空き家ですね、空き家活用促進事業補助金（家財道具処分支援）ということで57万5,000円ですけれども、これは何件ほどの支援業務があったのかどうかと、金額の内容も、多分これ一定なのかなと思うのですけれども、その辺のところの内訳をお聞きしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

空き家利活用促進事業補助金（家財道具処分支援）の部分であります。決算の数字でいきますと57万5,000円でございました。こちらは、空き家バンクに登録された物件に残っている、残存している家財道具の処分ですとか、搬出、清掃の費用、こちらを一部補助する制度となっております。2分の1補助でありますて、上限が20万円と設定をさせていただいております。6年度の実績でいきますと、ご利用いただいた方が3件でございました。3件の金額でいきますと、20万円満額補助させていただいた方が2件、あと1件については17万5,000円でありましたので、合わせて57万5,000円の執行となってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。ごみの処理費用も来年度から上がるというお話をありますので、この金額が妥当なのかどうかというところも踏まえて、その時代、時代に合わせた金額で、こういった補助はぜひ必要かなと思っておりますので、私も空き家になったところに少しお手伝いをさせていただいたことがあるのですけれども、かなりの家財道具が残っています。やはりそれは購入された方が処

理するのもとても大変なのかなと思って見させていただきましたので、使える空き家の利活用、ぜひ再度ご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、72ページ、款7商工費、目3観光費、節12委託料、御浜公衆トイレくみ取り、これは運搬費用ですね、121万1,980円と鳥海山山頂公衆トイレ管理委託料345万円、これ結構な金額になるのですよね、この内容を伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

御浜公衆トイレ汲取搬送処理委託料121万1,980円の部分でございますけれども、こちらは6月になりますか、夏山シーズン前に荷揚げを行うわけですけれども、それに合わせまして、くみ取りといいましょうか、御浜のほうに置いていたタンク、そういうものを下ろして処分をするという費用となっております。こちらが106万4,580円ありました。あと荷下ろし、荷下げのときも委託をしておりますけれども、こちらのときで14万7,400円、合わせて先ほどの121万1,980円という費用がかかってございます。

あともう一つの項目になります、鳥海山山頂公衆トイレ管理委託料345万円でございます。こちら山頂の公衆トイレの管理業務を業者さんの方に委託をしております。そちらの費用となりますけれども、山頂についてはバイオトイレ設置しておりますので、バイオトイレ設備の定期保守点検、あと開設時、併設時の業務といったところをお願いをしているというものになります。昨年に比べて金額も少し高上がりしておりますけれども、やはり業者さんにお願いしているというところもありまして、人件費と燃料費と、そういうものの高騰によって345万円という金額で契約をさせていただいておるものでございます。あと、そのほかに山頂周辺及び公衆トイレの清掃、こちらは神社の方にお願いしておりますけれども、15万円でございましたということになると、山頂トイレの管理業務は、業者さんに330万円、山頂周辺の公衆トイレの清掃については大物忌神社さんの方に15万円で委託していると、合わせて345万円ということになってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7 番（那須正幸君） 時間もなくなってきたので、早めに進めたいと思います。

行政報告によると、観光入客数を見ますと山岳道路、県内の方々422名、県外422名、合計844名というふうな利用の形があると思います。また、このほかにも、荷揚げに関しては山岳ヘリコプターの委託料が73ページの節12に843万7,000円と載っております。かなりの金額が出ておりますが、ここにふるさと納税、全国の皆様からご寄附をいただいておりまして、その利用内容を見ますと、38%ぐらいでしたっけ、鳥海山環境保全に使ってくださいよという意向がありました。その中で、この鳥海山の形にどのくらいのふるさと納税が使われているのかというところを先ほど企画課長に聞きましたら、それは財政で総務ですと言わされたので、総務課長にどのくらいの割合なのかお聞きしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） ふるさとづくり寄附金の関係の目的別の寄附金額の割合ということで、その中で鳥海山の観光振興及び自然保護に関する事業にどれぐらいの割合での要望があるのかということでございましたけれども、今回の行政報告書を御覧いただくと分かるのですけれども、行政報告書の25ページを

御覧いただくと、その目的別の寄附金額の割合出ております。鳥海山の観光振興及び自然保護に関する事業については1万168件ということで、あと寄附金額が3億4,149万3,000円で、割合としては35.7%ということでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） ふるさと納税の割合もそうですけれども、これ3億4,000万円というのは使われている金額でよろしかったでしょうか。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） これについては、寄附金額の割合ということでありまして、使われている金額というよりも、目的別の寄附金額の割合ということでご理解いただきたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 7番、那須正幸委員。

7番（那須正幸君） 時間なくなりましたので。目的額の割合というよりも、私はこの目的額の割合から幾らほど使われているかというところをお聞きしたかったので、それも踏まえて、時間がありませんけれども、企画課長には、そういう形でふるさと納税の利用もありますでしょうし、やはりそのふるさと納税を利用するものに関して、事業に関しては、まだたくさんあると思われます。ふるさと納税というのは固定財産ではありませんので、そういう中でその利用の仕方というのも皆さんでご検討して、いろいろといい形で利用していただいてもらっているのでしょうかけれども、時間ありません、最後に1つ、財政が厳しい、厳しいと言われていて、こういった形での多額の利用もあります。総務課長、財政、大丈夫なのでしょうか。お願いします。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、去年大雨災害等あったわけですが、それぞれ歳入も検討しながら、今後財政について、よくなるように考えていきたいと思います。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） これで、7番、那須正幸委員の質疑は終了いたしました。

9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） それでは、私ほうからも質疑させていただきます。

令和6年度の一般会計歳入歳出決算の概要の歳入のところ、議案書の1ページから3ページに記載になっているわけですが、それを見ますと、令和6年度の歳入の総額が116億6,968万3,093円ということになっております。歳入額について、令和2年から5年度と令和6年度の単年度と比較してみた場合に、令和6年度の歳入総額は、令和2年からは100億円を超えておりましたが、令和6年度については、この新庁舎が建設になった令和2年、令和3年度とほぼ同額の予算規模であるようあります。国及び県の交付金、補助金等含めまして見ますと、令和5年度決算と比較した場合に国の地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金を含めまして約5億1,800万円ほどになるようあります、の増になります。県のほうの支出も1億1,400万円ほどで、国と県合わせますと6億3,000万円ほどの前年度比較で増になっておるようございます。そのような中、町税につきましては12億9,000万円ほどになっておりまして、前年の令和5年と比較しますと9,922万円ほどの減になっております。繰入金がその分増えておりまして、繰入金は令和6年度で

13億4,383万円となっておりまして、令和5年度比で3億4,349万円ほどの増になっております。これについては、やはり町税が先ほど言ったとおり減額になっているほかに災害等あったということであろうかなと、そう推測するところであります。寄附金は10億527万円で、前年度の令和5年度比で3億3,957万円の減であります。しかし、令和2年から5年度の4年間と比較しますと7,348万円ほどの増で令和6年度の寄附金はなっている状況のようであります。これらを今総括して自分なりに見ますと、令和6年の7月の災害もあり、国、県からの歳入が増えているのかなど。一方で、町税が減少しているという事実もあります。これについて、質問のほうに移っていきますが、最初に町民課のほうにお尋ねしたいと思います。

町税につきましては、令和2年から5年度の平均額では、ほぼ14億117万円ほど、1年当たりの平均になるようありました。令和3年度には減になりましたが、令和4年、5年は前年比プラスで推移をしてきた経過があるようです。令和6年度に、先ほど言ったとおり9,927万円ほどが令和5年度は減額になっているということでしたが、自分なりに町税の各税を比較してみると、やはり町民税が大きく減額になっておりまして、ただ法人のほうは減額はなっておりますが、個人町民税ですか、個人税のほうがかなり減額になっているような特色があるようであります。それで、質問のほうに移ってまいりますが、令和6年度においては、米が、米価が上がったということで、農業所得の増になったという、端的に言えばそういうふうに理解はしております。令和4年と5年度に町税がアップしていたものですから、その際に当時の町民課長にお伺いしたところ、答弁では、定年延長があって、それらが要因であって増えているのではないかということはありました。ただ、令和6年度はやはり減額になっております。この9,922万円ほどって申し上げましたが、自分なりには、令和6年度には定額減税があったわけであります。一般的には個人住民税の減収分は地方特例交付金として全額補填されるというふうな説明が以前聞いておりました。ですから、地方自治体には税収に影響がないというような説明であったわけですが、基本的に地方特例交付金見ますと令和6年度で5,589万円ですので、やはり差額として約4,300万円ほど差があります。ですから、基本的にはやっぱり町民税が減額になっているというふうに認識をしているところですが、一応ここで令和6年度の町税が減額になった要因について、大川さんのほうに質問させていただきたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 大川納税係長。

町民課納税係長（大川貴弘君） お答えさせていただきます。

町税における収入額が9,922万円ほど減額になった要因として、大本の調定が1億円以上の減額になっています。調定が減額になった理由については、減額率の大きい順に住民税、固定資産税、たばこ税と続くのですが、まず減額幅の大きい個人住民税の現年分について説明します。前年度比で6,000万円近く、5,974万円の減となっています。令和6年度は、そのうち定額減税に係るものが非常に大きくて、ウエートを占めていて、4,775万円、定額減税分となります。その他の理由としまして、令和5年の農家の収入が大きく減っていることがあります。農業所得でいうと1億5,000万円ぐらいの減、実際900万円の、1,000万円近くの減収になっています。また、去年の大震災の被災を受けた方の災害減免額というものが100万円程度、あとふるさと納税等も影響しています。

次に、法人住民税なのですけれども、530万円ほどの減額となっています。均等割で171万6,700円ほどの減、法人税割として361万円程度の減で、その中で高速道路の譲渡収入、特定の業者さんが1件あったのですけれども、令和5年度の法人税割が一時的に単年度だけで高額になった事業者がいたということが大き

いです。それに関連しまして、高速道路建設に伴って、町内に事業所を置いていた事業者の廃止ということも重なったことが大きい形になっています。令和5年度は、そういう形で特定の業者さんの高速道路関係あったものですから、その前の年、令和4年度に比較して220万円の増という、ちょっと令和5年度に関しては大きい形がありました。

固定資産税なのですから、現年分の調定額は2,746万円ほど減少しています。内訳としては、土地については3年に1度の評価替えの年だということが影響しています。調定額が258万円ほど減額しています。同じように家屋についても、前年比226万円調定額減少しているのですけれども、原因として大雨災害に伴う災害減免、これが100万円、過疎法等に基づく課税免除額が前年に比べてかなり多かった、300万円ほど多かったことが影響しています。評価額、評価替えなのですけれども、家屋に関しては、評価替えの年ではありましたが、建築資材がご存じのとおり近年急騰していまして、そういう建築資材の高騰に伴う建築費の上昇等がありまして、評価額は建物のほうはそれほど下がらなかったという形になります。償却資産に関しては、2,280万円ほどの調定額の減。償却資産は、年々緩やかに減少していっている傾向がありますので、自然減の分もあります。700万円ほど減少していまして、同じように過疎法等に基づく課税免除額が700万円あったことに加えて、令和5年度中の修正申告の修正が過年度分もありまして、900万円ほど令和5年度はちょっと増額があったものですから、令和6年度との差額が大きくなつたという形になります。

あと、影響は小さい、それほどではないのですけれども、たばこ税なども、喫煙人口の減少ということもあるとは思うのですけれども、600万円ほどの減少をしています。近年、ここ二、三年、令和4年、5年と売上本数と税収というものは町内で増加していたのですけれども、令和4年、5年度に実施したキャッシュレスの関係、そういうものが少し影響しているのではないかと。いつもは町なかで買う人が町外から遊びに来て買う、そういう形で、ずっと続かないのですけれども、令和4年、5年に関しては、そういうことも影響したのではないか。その決済やっているうちにまとめて買ってしまおうという、そういう考え方でまとめて買った人が令和6年度に関しては買わなかつた、そういうことも、推測ですけれども、若干あるであろうと。たばこに関してはポイントはつかないのですけれども、そういうことを勘違いして、とにかく町内に来て買ったという人がいるのではないかと、そういうことが影響していれば、令和6年度は少し減収につながつたのではないかと、そういう形で住民税、固定資産税、たばこ税、これを全部足すと大体調定額の減で9,800万円ほど、委員の質問される9,900万円ほどの減収ということが説明できるのではないかと、そのように考えています。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 今私見たとおり町民税、法人はそんなにない、個人と、あと固定資産税がやっぱり下がっている傾向にあったものですから、後ほど議事録ができましたら、ゆっくりちょっと勉強させていただきたいと思います。概要的には理解をしたところです。

続きまして、総務課のほうに質問させていただきます。ページは23ページになりまして、21款の町債のところになります。1目から10目まであるわけですが、その中で、令和6年度の歳入決算の中で町債が5億4,108万円ほどになりました、その科目は10科目ほどあります。その内容を見たときに多いのが農林水産

業債1億4,560万円、このうち土地改良事業債が1億3,190万円ほどになりますか、災害復旧債が9,580万円、これを合わせますと、2つ合わせただけで町債の割合の約47%ほどになるようありました。基本的には、土地改良事業債については年度事業費の約10%を町が負担しなければならないという土地改良法上の定めがありましてやっているわけで、今中山間のほうで盛んにやっていることから推測しますと、やっぱり年度事業費、年間13億円ほどの事業費を展開しているものだと、そういうこともあって、割と多い町債の借入れということになろうかなと思います。

それで、質問のほうに入っていきますが、災害に関するこをお尋ねしたいと思います。昨年の被災後に議会に提案されましたキャッシュレス決済事業がありました。これについては、議員間のほうで修正案が提出されまして、それに基づいて一度減額があったという経過があります。その際の判断の根拠となつたのは、当時災害による被災額、復旧に要する事業費、それらがやっぱり明確になっていなかつたということが一つの要因であったのかなと認識をしております。これまで各省庁の関連する施設の災害の査定もほぼ終えたものとは認識しております。そんな中、令和6年の7月で、先日の文教産建常任委員会の説明では、林道等の発注はこれからであるという説明もありました。そのような中、この災害復旧債の9,580万円ほどについては、若干自分たちとしては少ないような感じを受けたところであります。それで、総務課長のほうにお尋ねしますが、令和6年の7月災害において、今日は決算の審査ではありますが、町が財政負担しなければならない、この災害に関連する総額はいかほどのかと、例えば前の説明ですと20億円弱くらいというふうに理解をしておりますが、それと、そのうち国庫支出金、県支出金、また地方債とする割合、これはどれほどのか、また単年度で町が支出をする負担といいますか、それがもしかつたら、その割合的なものを質問させていただきたいと思います。

それで、この令和6年度の地方債については、俗に言われる過疎債であったのかということも併せて質問させていただきます。

それで、もしこの9,580万円のうち地方交付税措置となる額、それから実質町が償還する額はいかほどで、今借りたこの債務が何年度に支払いを終えるのか、これについてお尋ねしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、町が財政負担の歳出に計上しなければならない総額について申し上げますけれども、災害復旧関係の事業費については、こちらでちょっと押さえている金額ございまして、ただ令和6年度分は決算額で分かるのですけれども、令和6年度の繰越分と、あと令和7年度分も災害復旧事業に関する事業費ございまして、それは決算額分かりませんので、予算額ということで把握しているものでございます。それについて申し上げますけれども、災害復旧関係の事業費については、総額で23億3,306万6,314円ということで、23億円ほどということになります。その内訳についても質疑ございましたけれども、国庫支出金、県支出金、地方債、あと町の負担といいますか、一般財源について申し上げます。まず、国庫支出金については12億779万7,107円の、全体として51.8%、あと県支出金については、1億3,490万4,781円の5.8%、地方債につきましては3億9,588万8,000円の17%、あとその他寄附金等になるわけなのですけれども、それにつきましては3,187万9,196円の1.4%ということになります。よって、一般財源につきましては、5億6,259万7,230円の、全体として24%ということになります。

続いて、災害復旧債9,580万円のうち地方交付税額となるか、あとこれは過疎債ではあるのかというような、基本的に過疎債ではございません。

地方交付税措置とか、あと実質町が償還する額、あと償還を終えるのは何年になるのかということについて申し上げたいと思います。災害復旧債につきましては、災害廃棄物処理事業に係る歳入欠かん等債というのがあるのですけれども、それが特別交付税算定の中で措置され、その他の災害復旧債については、普通交付税の算定の中で措置されるというものです。また、起債の種類によって交付税率が異なってきます。委員の質疑では、令和6年度の災害復旧債9,580万円の交付税措置額ということでございましたけれども、交付税算定に用いられる額、交付税措置予定額としてこちらでシミュレーションしますと、交付税、普通交付税では5,426万2,000円、特別交付税では353万4,000円、合計5,779万6,000円ということになりますけれども、実際には利子償還金、利子の償還金も交付税の対象となりますので、この利子想定額を含めた元利償還金から算出しますと、普通交付税においては5,887万1,000円、特別交付税においては360万7,000円、合計額で6,247万8,000円ということになります。また、実質的に町の持ち出しによる償還額ということについては、元金の償還額で3,800万4,000円、あと元利、元金と利息、元利償還金では3,931万8,000円となります。あと最後に、償還を終える年度についてなのですけれども、先ほど申し上げました補助災害復旧事業債、あと単独災害復旧事業債、あと小災害復旧事業債の公共土木施設復旧分については、令和16年度ということになります。あと、小災害復旧事業債の農地等分、あと歳入欠かん等債については令和10年度ということになります。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） これも後ほど議事録を見ながら、よく勉強させていただきます。基本的に私も前職でかなりの何百億円という、何十億円ですか、ものを借入した経験上、この償還の期間について非常に興味を持っていまして、基本的にはもう10年以内にはその償還が終えなければならないということであれば、一定の財政、あまり額はこれから見ますが、そういうことがあろうかなと思います。

ということで、次の質問に移りますが、飛びまして104ページのほうに移っていただいて、歳出のほうの、これまた町債ですが、基本的には公債費のところで、令和6年度のところに元金と利子が載っております。合わせまして9億6,058万円ですか、これについてであります、これについて、地方交付税措置となっている割合といいますか、もし分かればどのぐらいの割合なのか質問させていただきたいのですが。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 公債費、総額で9億6,058万7,725円ということで、令和6年度の歳入に当たります地方交付税については40億5,664万円ということであります、割合についてはちょっとまた後でお答え申し上げます。

まず、交付税措置のある公債費につきましては、普通交付税の算定の中で用いられます。まず、交付税は補正係数を用いるなど算出した公債費分を含めた町全体の標準的な需要額から各種譲与税や交付金、徴税額などから算出した標準的な収入額を差し引いた財源不足額を基に国が調整して決定した額が普通交付税として交付されます。そのため交付決定された際、公債費分の交付税額といった内訳は示されておりません。需要額の算定において、公債費分として計上した金額が6億3,556万9,000円ということになります。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 後ほどこれまた確認をしたいと思います。

それでは、36ページのほうに移ってまいります。総務費の1項総務管理費、9目電子計算費、12節委託料です。令和6年度において、町のホームページがリニューアルされました。備考欄にはシステム改修委託料ということで、984万5,000円ほどの記載があります。これで質問のほうに入りますが、このホームページのリニューアルに要した委託料といいますか、それはどれほどなのか。それから、これは関連しての質問ですが、リニューアル後に運用経費が当然伴うわけでございます。その経費は年間でどれほどになるのか。また、その額がリニューアル前と比較して増額となるのか、減額となるのか、これについては決算に関連して質問させていただきます。

それから、もう一点ですが、本定例会の補正予算のほうに企画課のほうから提案されたものがありました。水環境保全事業に関するものがありまして、それを最終的に町のホームページのほうにアップされると、そういう説明があったところであります。それで、リニューアル後の対応について、後ほどの質問とも関係あるものですから、確認しますと、そのホームページについては、アップする場合、町の職員が行うのか、それとも別の管理的なことで委託者に行うのか、その点について質問させていただきます。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、まず最初に申し上げます。

ホームページのリニューアルの経費につきましては、36ページの12節委託料の中にシステム改修委託料ということで、984万5,000円ということで載っていますけれども、そのうちのホームページのリニューアルに要した経費については、771万4,500円ということになります。

運用経費、それにどれぐらいかかるのかということでございましたけれども、運用経費については年間80万円ほどということになります。クラウド使用料、あとシステム使用料、保守対応などを全て含んで80万円ほどということで、昨年までは稼働チェックだけの保守契約として20万円ほど運用していたわけなですけれども、今回大きく増えたというふうな感じにはなっているのですけれども、中長期的に見た場合、クラウドへ移行したということもございまして、移行費も含めてクラウド移行のほうが経費が抑えられるということで、あと高機能であること、あと災害対応のことも含めると十分な価値あるものと判断して、中長期的に見た場合、コスト的には安くなるものと考えております。

あと、LINEについてなのですけれども、LINEの町のホームページにつながるバナーの部分で、LINEの年間の管理経費はどれほどかということと、あと……すみません。間違えました。本定例会の企画課に関する補正の案件で提案されております水環境保全事業に関する最終的な町のホームページの関係で、町職員がアップするのか、それとも管理者が別にいるのかということでございましたけれども、クラウドに移行したことで、アクセス制限の設定を行ったパソコンであれば、町職員でなくても、ホームページの更新は可能となるというふうに考えております。サブサイトに限って外部からの更新を許可する予定というふうに今のところ考えております。ただ、コンテンツ内容については、それぞれ係長、あと最終の課長の決裁が終了後に公開になるということはこれまでと変わりませんので、コンテンツの正確性などは担保されているものと認識しております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 771万円ほどの費用を盛ってサインしたと、年間80万円ほどということで、20万円ということで、60万円ほど増えるわけですが、基本的に先ほど課長の答弁でクラウド化もされるようすで、そうしますとかなり使いやすくなるのかなと個人的には思いますので、一定の決算であれば、そういう投資も将来につながるのかなと、そのように答弁を聞いておりました。

それで、通告したものをあえて、答弁しかかりましたが、次に移ってまいりたいと思います。公式LINEについて関連しますということです。それで、去年の7月の25日の災害復旧以降、このLINEのことについては非常に注目されている状況にあると思います。町のホームページと関連しますのがこのLINEでありますし、年間の使用料が発生すると認識しております。使用料及び賃借料のところに、システム使用料ということで1,811万2,263円という計上があります。この中に含まれるLINEの運用経費、これについてもどのくらいなのか質問させていただきます。管理的な経費もあればですね、したいと思います。

それで、下のほうに、ホームページの下にバナーがありますが、これをつけることによって、お互いホームページとLINEの経費が負担になっているのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

公式LINEの運用経費はこれに含まれているのかと、あと管理経費はどれほどかというような最初のご質疑でございましたけれども、LINEの使用料については、36ページの13節使用料及び賃借料の中に、右側のほう、システム使用料1,811万2,263円というところがございますけれども、その中に含まれておりますして、月額、消費税込みで8万8,000円掛ける12か月ということで、105万6,000円がLINEの使用料ということになります。

あと、経費について、ホームページとLINEが連携することで運用経費の軽減につながるかということについてはなのですから、経費につきましては、それぞれのサービスの導入時に初期導入費及び運用経費を比較し、導入して決定いたしました。別々の業者のサービスとなりますので、経費の抑制は難しいものと考えております。ただ、LINEのサービスは多くの業者がほかにも提供しておりますので、新しいサービスですので、一定の期間での見直しが必要であると考えております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） ちょっとこの件に関しては、後ほど企画の中の質問でもう一度触れたいと思います。

次に、企画のほうにお尋ねしたいと思います。広報発行に関するところでございますが、2款の総務費の1項総務管理費、3目広報広聴費、10節の需用費のところであります。町民に情報提供する手段としては、かねてから歴史あるゆざ広報があります。これについては、先日の全員協議会でも話し合ったわけですが、県内の自治体のほうでもやはり一部の改善が進んでおりまして、酒田、米沢では月1回に既にやっておりまし、山形では今1回にするべく進んでいくと、そういうほうに理解しています。印刷製本費について

お伺いしたいのですが、令和6年度のところで839万6,520円、これ前年比から487万円ほど減になっております。また、委託料のところにあります広報等配達委託料については、令和6年度で49万50円、前年比3万2,670円のプラスになっております。それで、課長のほうにお尋ねしたいのですが、令和6年度の印刷製本費は過去5年間で最低になっておりまして、令和5年度決算の約63%ほどになるようあります。これについては、入札によるものではありますが、その要因ってもし、これ落札者によるものでありますので、傾向があるかどうかはちょっと分かりませんが、どう認識されているかお尋ねしたいと思います。それで、お知らせ号と2回ほど配布になるわけでございますが、自分も前、区長をしていたこともありますて、当番によって各集落では配布していると、そんな中での一つ感じたことですが、区長に届けられる段階でまちセンの配布物も一緒に折り込まれてきております。その折り込みもこの印刷受注者に持ち込んで、そこで行われているのかということと、その経費が含まれているのかということを1点目質問させていただきます。

また、配達委託については、遊佐町シルバー人材センターのほうにされているものだと思っておりましし、私が区長のとき、持ってくるときは役場の公用車で使われて持ってきたようありました。そのような状況で、この約50万円くらいの委託料で抑えられているのか、この点について質問させていただきます。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

まず初めに、令和6年度の印刷製本費の部分のご質問がありました。過去5年間で最低の金額で契約ができているよということでありましたけれども、こちらの印刷製本費が下がった要因としましては、6年度は印刷部数を100部減らしたということが1つございます。あとは、見積り合わせ、毎年業者さんから参加をいただいて、見積り合わせを行っておりますけれども、その結果、令和5年度と比較して、ページ単価がかなりお安くなったということによるものとなってございます。印刷の仕様につきましては、令和5年度から変更はございません。例年どおり実施した見積り合わせの結果、ページ単価が下がったという認識でございます。要因については、こちらではちょっと計り知れないところかなという感じがしております。

2つ目でいきますと、折り込み物の件、まちセンからの配布物に触れられてのご質問でございました。各団体の折り込み物、チラシ等につきましては、役場のほうで集約をして、印刷会社が折り込み作業を実施をしていただいております。折り込み物を入れる場合は手数料が別途発生しますので、各課、団体、折り込みをされる各課、団体のほうで別途手数料をお支払いをしているということになります。先ほどまちセンの配布物もということではありましたけれども、まちづくり協議会の部分につきましては、こちらは町の一般会計から支出をしておりまして、地域活動交付金のほうにはこちらでは入れていないということです。

あとは、配布、広報配達業務についてのお問合せがありました。委員おっしゃいますとおり、町とシルバー人材センター、こちらとのシルバー人材センターとの間で労働者派遣契約、こちらを締結しておりますので、町の公用車を使っての配布自体は問題ないと認識しております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員の再質疑を保留し、午後1時まで休憩します。

(午前11時46分)

休憩

委員長（伊原ひとみ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員の再質疑を保留しておりますので、再質疑を許可します。

9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） それでは、質問させていただきます。

先ほど総務課のほうにLINEのことを含めて質問させていただきました。ちょっと一つの例として、総務課長のほうに改めて確認します。昨年の7月の25日の災害の際、私もいろんな会議の中で、LINEは整備されておったのですが、なかなか近隣の庄内地区の行政と比較しますとLINEの発信が非常に遅かったと、そういうことを発言を、ある範囲でいろいろ発言はしてきました。ところが、最近の事例っていいですか、先週の9月の17の日に、私の住んでいる近くの升川集落、場所的には簡易郵便局付近だったそうですが、熊がそこに現れたと。それをLINEがアップになって、見ますと、アップになったのは5時7分でした。文書を見ますと、4時40分で目撃情報があったと。30分後にはあったように、この文章を見れば受け止められます。もし分かれば、この情報発信については、所管であります産業課の農業振興係が発信したのか、またはICT推進室のほうで行ったのかということをちょっとお尋ねしたいのですが、それであえてここで申し上げるのは、例えばお知らせ号が廃刊になった場合に、やはりLINEへの依存度が非常に高まつくると、そう推測されます。私的には、今答弁いただいた内容で1つの部門に限られているようなものであれば、やはり一定の部署については、例えば企画課のほうのお知らせ号を廃刊するのであれば、その辺の一部を移管というか、統合するということもあり得ると思います。そういうことが1点と、今遊佐町内で町民として登録されているLINEの人数といいますか、その辺もし分かれば、質問をさせていただきたいのですが。

委員長（伊原ひとみ君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、熊のLINEへの情報の掲上についてなのですけれども、それについては、産業課のほうから熊の出没に関する情報をいただいて、ICT推進室のほうでLINEのほうに上げさせていただいているということでございます。

あと、LINEの関係も含め、広報広聴の関係も含めて、その辺統合したほうがいいのではないかというような話でございましたけれども、今現在LINEについて、導入して間もないということもございまし、機能の制限ができていないということで、ICT推進室で一括して配信している状況ではあるのですけれども、今後広報広聴の機能を強化し、整理する上で、企画課の企画係のほうで運用することも検討していく必要があるのかなとは考えております。サービス提供業者には、上司による決裁機能の追加などを今現在依頼している状況にはあるのですけれども、内部的に配信ルールの作成なども必要になってきますので、そういうことも行いながら、適切な配信を検討していきたいと考えております。

あと、LINEの登録人数についてなのですが、ちょっと私の記憶なのですがけれども、たしか2,000人ぐらいということで理解しているのですが、まず2,000人ほどということで申し上げさせていただきます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 今日は決算ですので、これ以上申し上げませんが、やはり先ほどホームページとLINEのつながりというか、それ改良になるわけですので、新年度、令和7年度、8年度にかけていろいろ検討して、町民の目線に立った対応等を検討していただければ、やっぱりスピード感があつて初めての生きる情報といいますか、生命に関わることもありますので、その辺は検討していただきたいと思います。

それでは、企画部のほうにパーキングエリアタウンについて質問させていただきます。ページは36ページになります。総務費、8目の企画費、12節の委託料です。PAT計画整備委託料について、1,375万4,926円になります。9月の19日の日に6番委員のほうもちょっと関連するような質問あったようですが、これについては羽田設計事務所のほうで設計を行っているわけですが、ただあの新道の駅のスキームは、計画、設計と運用を一体化するDO方式っていいですか、公共施設の整備手法の一つでありますデザインとオペレートと一緒にした方式で今やっているわけです。そんな中で、ちょっと質問のほうに移っていきますが、先ほど私が述べた額の中で、令和6年度の委託料の中で行った概要についてはどのようなものがあるのかということと、県内には23の道の駅がありますが、その中で防災道の駅はいいとやまがた蔵王、2つしかないと認識しております。そんな中で、防災道の駅に関することについてですが、私の採択要件としての認識としては、町が策定する地域防災計画に指定避難所として明記されなければならないと、そう思っております。今まで進めてきた道の駅の設計の中身で、この新道の駅の防災道の駅に向けた対応は含まれているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

PAT計画整備委託料1,375万4,926円、こちらの概要ということでのお尋ねでございます。こちらに関しましては、これまでにお話しさせていただいておりますとおり、新道の駅整備事業におきましては、運営事業者先行選考方式、こちらを取らせていただいて、事業者をまず先に決めさせていただいているということでございます。この運営を担う事業者の考えを施設の設計、施設にしっかりと反映させるということを目的としてスキームを組んでいるということになりますが、今回のこの委託料の部分でございます。こちらは、大きいものとしては3つ入っております。1つ目、開業準備段階における発注者支援業務委託598万4,000円でございます。こちらに関しましては、発注者、いわゆる町、遊佐町が発注者となりますけれども、町が行う業務への支援、こちらを専門事業者、建設コンサルタントの大手の事業者に対して委託をしているというものになります。パシフィックコンサルタンツ株式会社のほうに委託をしているものになります。その内容といたしましては、大きなところといいましょうか、主立ったところでいきますと3者間調整会議、こちらに係る業務支援を行っていただいております。3者と申しますのが遊佐町と指定管理候補者でありますジオ鳥海パートナーズ、設計を担っております羽田設計事務所、こちらの3者による

調整会議、こちらを定期的に開催してまいりましたけれども、こちらの会議のほうに入っていたいて、各種の協議事項、調整事項に関する確認をしていただいたり、助言をいただいたり、会議の際の会議記録を作成をするといった業務を委託をしておりました。当初の仕様書上では月1回程度ということで想定をしておったのですけれども、実績としては16回まで調整会議を開かれておりまして、そこまで携わっていただいております。あとそのほかとしましては、その委託の中に入っていますのが関係機関協議支援、そういう支援業務も仕様の中に入っています。国土交通省との一体型整備に向けた協定を今年の2月には締結をしておりますけれども、そういう資料の作成ですか、第2世代交付金などの補助金に関する申請資料作成支援なども行っています。

2つ目としまして、管理運営等事業設計支援業務でございます。448万9,626円、こちらはジオ鳥海パートナーズグループのほうに委託をしているものとなります。2か年の債務負担行為での契約となっておりまして、6年度分の金額がこの448万9,626円ということになっております。こちらの内容でありますけれども、ジオ鳥海パートナーズグループ、業務受託者となりますけれども、羽田設計事務所が実施する基本設計業務期間中に施設機能の配置計画ですか、施設の規模、機械設備、什器備品、家具等の選定、内装、サイン計画、そういうものについて指定管理候補者の要望、意見を取りまとめていただくと、業務受託者の立場で町、基本設計者への意見提案を行うといった業務を支援をいただいたものとなっております。

3つ目としまして、管理運営等事業開業準備業務で209万円でございます。こちらは、令和6年度、7年度、8年度の3か年の債務負担行為で発注をいたしました。こちらもジオ鳥海パートナーズグループのほうに委託をしております。業務の概要でありますけれども、そちらは移転整備に伴う開業に向けた準備業務となっております。令和6年度については、1年目ということもありましたけれども、施設供用前の各種準備としまして、1番、最初の段階で様々な与条件の整理、こちらを6年度中に行っていただいております。その後3か年の中で行うものとしては、事前の広告、誘客ですか、開館式典の実施ですか、内装設備、什器備品関係の整理取りまとめ、あとはBCP計画の策定支援と、そういうものが入ってございます。6年度については、先ほど申し上げたとおり与条件の整理が主なものとなっていましたけれども、様々な分野において打合せを行ったり、協議を行ったり、資料等の収集、そういうものをしていただいだというものとなってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 次の答弁を求めようもなく答弁されてしましますので、健康福祉課のほうに1点だけ。通告していますが、先週の20日土曜日は世界骨髓ドナーデーだったそうです。それで、一応昨年の比較しながら見ていまざら、令和6年の決算ではなかったのですが、令和5年度に骨髓ドナー助成金14万円ほどあったところであります。今年度、令和6年度の決算にはございませんでした。私が調べる範囲内では、35全市町村のほうにこの助成制度はあるということだったのですが、令和6年度はそういうことがなかったのかどうか、時間がないので、それ1点だけ質問させていただきます。

委員長（伊原ひとみ君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

こちらについては、県2分の1、町2分の1で行っている事業でございます。6年度については、申請

をいただいているという状況でございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） これで、9番、菅原和幸委員の質疑は終了いたしました。

ここで、鳥海総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、先ほど7番委員、あと9番委員への答弁漏れ、答弁修正がござりますので、申し上げさせていただきます。

まず、7番委員についてなのですけれども、ふるさと納税の鳥海山の、いわゆる観光振興への充当額ということでございまして、私最初令和6年度の全体の割合を申し上げさせていただいたのですけれども、実際充当している額について申し上げさせていただきます。これは、令和6年度当初予算では令和5年度分が確定していないものですから、令和4年度分の割合を充当させていただいているものであります、令和6年度の事業費への充当額、全体で6億7,100万円ございました。そのうち鳥海山とか観光振興のほうには36.5%、2億4,508万9,052円充当していると、36.5%充当しているということになります。

続きまして、9番委員への答弁漏れについて申し上げさせていただきますけれども、歳入の地方交付税40億5,664万円における公債費分の割合ということなのですけれども、公債費の割合については、地方交付税の交付決定された際に公債費分の交付税額といった交付税額の内訳は示されませんので、割合を算出することはできないということでございました。

続きまして、9番委員への答弁修正ということで、LINEの現在の登録者数ということなのですけれども、私先ほど2,000人ほどと申し上げたのですけれども、今日現在といいますか、今現在、友達の登録数については3,229人ということでございます。ただ、これアカウント情報が取得できないということで、住まい、住んでいる場所のカウントができないということで、町民の数ということでは不明なのですけれども、いわゆる町外分も含まれた人数ということでご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも質問させていただきます。ページの順序ですつといきたいと思いますので、課でいくとちょっと前後する場合もあるかもしれません、よろしくお願ひします。

まず、ページ7で、衛生手数料で犬の登録手数料というのがあります。11万1,000円ですけれども、これは犬何匹分でしょうか。

また、その下、犬の注射ということで、狂犬病予防というのがあります、これが16万9,000円ほどあります。この狂犬病予防というのは毎年行うものなのか、念のため伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

7ページの犬登録手数料11万1,000円につきましては、37頭でございます。

それから、注射済票の発行手数料ということに関しまして、毎年注射を受けなければならぬのかということでございますが、これは狂犬病予防法第5条によりまして、予防注射を年1回、毎年1回受けさせなければならないということになってございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） それでは次に、ページ9で、教育総務費の補助金で僻地の児童生徒援助費の補助金といって390万円ほどあります。僻地に関する、これは児童ですから、小学生ということになるのでしょうかということと、これ何人いるのでしょうか。

委員長（伊原ひとみ君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらのへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、昨年度スクールバスの大型を更新した、そちらの費用に対する補助金ということになります。支出のほうでスクールバスの購入費用として2,372万330円を支出しております。それに対する国庫の補助金がこの390万円というようなことになります。

僻地としてそこに住んでいるということの児童数は、ちょっと今私手元に資料ないですけれども、本町については、そういった方含めた形で町内の小学校、それから中学校の生徒の通学、それから下校、そういうところにこのスクールバスは活用させていただいているといったところでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 分かりました。スクールバスの買うお金の一部に充てているということでございました。了解しましたけれども、私はバス以外の何かでもっと援助しているものがあるのかと思いまして、今のような質問をさせてもらいましたけれども、バスということで了解いたしました。

その次は、ページ14で、農業就業者確保育成総合支援補助金ということで2万円ほどあります。この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 14ページの一番上のところであれば、漁業就業者確保ですが、今、委員、農業とおっしゃられましたが……

（「農業って言った」の声あり）

産業課長（太田智光君） 漁業、これで間違いないですね。

（「間違えた」の声あり）

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

漁業就業者確保・育成総合支援対策事業補助金2万円ということでございますけれども、これにつきましては、いわゆる新規漁業者といいますか、新たに漁業を取り組もうという方に対しまして、いわゆる研修期間ということで、研修生に対して研修期間中の家賃支援をするというものであります。農業でも同じような事業がございますけれども、県と一緒に支援をすることで、県からの補助金歳入分ということでございます。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 漁業就業者の皆さんに対する家賃の支援であると、了解いたしました。

そのすぐ下に、水産業成長産業化支援補助金ということで598万4,000円がありますけれども、これにつ

いても伺いますけれども、また先ほどの前の漁業の就業者の確保ということで、これを目指しているというか、そのような方はどのくらいいらっしゃるのかも伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

初めに、水産業成長産業化支援事業補助金の6年度の実績の内容でありますと、1人の方、個人の方が中古船を購入する際への補助、県が3分の1、町が6分の1という補助金の制度がございます。もう一件、簗輪鮭漁業生産組合のほうが第4ふ化場の改築がございました。そちらに支援をすると、県と一緒に町が支援をするという制度であります。今回中古船購入、令和6年度で中古船を購入された方は、まだ本格的には、これから漁業をしようという方で、いわゆる新規漁業者のうちの一人であります。現在ちょっと新規の漁業者というところでは人数を把握しておりませんけれども、遊佐町におきましては、いわゆる後継者というところで若手の漁業者が結構いらっしゃるということで、この事業を今年度、7年度からちょっとメニューが変わったのですけれども、この事業でこれまで支援していますし、今年度はかなりの件数いろいろ支援をさせていただいているという状況であります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 中古の船を買うときの支援だとこういうものもあるということで、なかなか頑張っている人もいるのだなと思います。というのは、漁業、農業、あんまり後継者がいないというか、それが一般的になっているようでしたので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

同じページで、社会教育費補助金で、学校・家庭・地域の連携協働補助金ということで351万9,000円ということがあります。この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えします。

こちらの学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金351万9,000円でありますけれども、こちらにつきましては、社会教育費のほうで社会教育総務費の目になるのですけれども、こちらのほうで事業協力謝礼、報償費のほうで放課後子ども教室のスタッフ謝礼、これ今高瀬、藤崎、吹浦のほうで実施しておりますけれども、こちらの費用ですとか、あと地域学校共同活動の推進委員の協力謝礼、こういったものをこちらの報償費のほうから676万100円支払っております。あと、それ以外に、町のほうで現在行っています学習支援塾、ちょうど現在9月から2月までの間、土曜日の午前中、学習センターで行っていますけれども、そちらの講師の方々への指導謝礼、それから家庭教育の推進費用の講師謝礼と、こういったものに対する県のほうからの補助金というようなことで、こちらのほうを収入いただいているというふうなところでございます。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 連携と書いてあるものですから、どのような形での連携かなと思いまして、子ども教室だとか、学習支援だとか、そういう形での連携だと了解いたしました。

次は、17ページで、財産売払収入で養殖アワビについての領布代金56万8,500円というのがあります。こ

のことについて質問した人もいたようですがけれども、この頒布代金なわけですかけれども、どこに、販売先といいますか、販売先というにはまだちょっと大きさかもしれませんけれども、どちらのほうにアワビが行っているのか伺いたいと思います。

また、アワビの事業化につきましては、困難ではないかという話が結構議会でもあったように思いますけれども、今現在このように、まだ売上高としては少ないのでかもしれません、こういう面も出てきているということでございますので、その辺私はこういう形でぜひ継続してやっていただきたいなと思ってはおるのでけれども、事業化が困難であるということではないと思いますけれども、この辺の先の見通しというものもある程度お聞かせ願えればと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めに、アワビの販売先ということではありますけれども、一番多いのは山形丸魚さん、いわゆる中間の卸的なところになりますけれども、山形丸魚さんのほうから一番多く取っていただいていると記憶しております。そこから例えば酒田のスーパーさんですとかに、ほかのスーパー、1社ではないと思いますが、行っていると。あとは、遊楽里で使用している分がありますので、そちらも遊楽里への販売ですとか、そういう形が多いのかなと。あと町内では、グリーンストアさんも取っていただいておりますし、あとは昨年の実績は、ちょっと災害があったので、どの程度か分かりませんが、例えば華み壽喜さんですとか、そういうところに販売をしていたという実績であります。今年度につきましても、現在飼育しているものは販売しておりますが、一番多いのは山形丸魚さん、記憶の新しいところでは酒田のいろは蔵パークさんがオープンした際に御覧になった方もいらっしゃるかもしれません、ト一屋さんがいろは蔵パーク内にオープンされたときに、オープンのときに結構な量が鳥海あわびとして積まれていたというのは確認をしたところがありました。

アワビの養殖事業の今後についてということをご質問ありましたけれども、昨年度、6年度歳出のほうにも実績が載っておるわけですが、アワビの養殖事業の経済波及効果というのを調査をして、その結果報告につきましては、議会の皆様にもご説明をさせていただいたところがありました。その際も、今後はもう終了するということを前提にということで検討するというようなこともお話をしたところですが、今までですけれども、基本的にアワビの養殖事業については、町としては終了する方向で今進めています。なので、今年度当初予算でも7年度当初予算の種苗購入費のところも削除ということで議会のほうからもご指摘といいますか、いただいたところでありますし、現在まだ飼育しているものがございまして、その関係で令和7年度いっぱいまで全てやめるのかというのまだちょっと不透明であります。せめてといいますか、今飼育している分は全て販売するなりしなければなりませんので、例えば7年度末で全て施設を閉鎖しますというところまではまだ詰め切れていないというところですが、いずれにしても基本的には今年度、長くても7年度、8年度の途中ぐらいまで町としては終了したいということで考えているところです。現在アワビの養殖事業を自分たちでやりたいという声も実は出ておりまして、そういう声も聞いているところですけれども、現段階ではありますが、町としてはいずれ終了ということであれば、施設の撤去も含めて、そこに向けて今検討をしているという段階であります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） かなりの事業費を使ってきた経過があるということは私も存じておりますけれども、やはりそれに対して売上げがあまり伸びていないというふうなことが背景にあるのかなとは思います。

その次ですけれども、ページ23で、酒田・遊佐工業団地企業誘致促進協議会余剰金ということで33万9,773円があります。この酒田、遊佐での合わせたような企業誘致も私は非常に大切な観点かなとは思うのですけれども、ある程度誘致の働きかけで来そうな会社といいますか、もしその辺少々お分かりでしたら、指摘してもらえないでしょうか。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

酒田・遊佐工業団地企業誘致促進協議会余剰金ということで雑入のほうに計上しております。まず、この中身についてですけれども、この協議会名称、実は7年度から変わっておりまして、酒田・遊佐企業立地協議会という、もう少しシンプルになっております。以前から酒田市と遊佐町、一緒に企業誘致を進めようということで、この協議会は大分年数たっているところでありますけれども、いろんな情報交換をしながら進めてきたところでありますし、一緒に酒田市のいわゆる友好都市であります東京都の北区での企業立地セミナーですか、逆に遊佐町の友好都市であります豊島区の立地セミナーみたいなところに、酒田、遊佐という形で一緒にいろいろ活動も取り組んできたということで、この余剰金については町の負担金、歳出のほうにございますけれども、コロナ禍においてはあまり支出なかったということで以前は繰越しをしてきたのですが、余剰金ということで、あまりにも使用しなかった金額が大きかったものですから、雑入ということで前年度分を戻入れをしているというところであります。

最近の企業の立地の状況ということではありますけれども、今酒田市の工業団地、京田西工業団地につきましては、かなりもういっぱいだということで、実は酒田市さんの方からも、もし酒田市の方に問合せが来たら、遊佐町さんの方も紹介しますねという言葉もいただいているのですが、遊佐町では今県の工業団地の鳥海南工業団地でありますけれども、これから東側の、今まで造成以降そのまま放置状態で、もう30年以上放置で大分木が生い茂っているという区域がございます。約20ヘクタール弱ですけれども、そこを今年度県の方で、これからですけれども、木の伐採をして造成をするというところが今年度からスタートしていきます。恐らく来年度には取付け道路もつく予定でありますし、県の予算次第でありますけれども、これから造成が進みますので、今のところ県の方には二、三問合せがあるというふうに聞いております。詳しくはなかなか情報いただいていないところですが、問合せが全然ないということではなくて、問合せは来ているという状況も聞いておりますので、今後そういう造成が進めば、さらに工業団地、企業の立地が見込めるのかなというふうに思っております。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 新たな造成をする予定もあるようだし、多少の問合せというか、そういうものもあるみたいだということのようございました。

次、33ページで、ふるさとづくり寄附金返礼品、これについても質問した人はおりますけれども、2億

9,781万円ということでございます。この返礼品ですけれども、我々課長さんたちの説明を聞いていますと、返礼品の中で大体米が90%くらいあるのだということは伺っております。そうしますと、去年あたりから随分米の値段が高くなっているわけです。今年も紙なんか配られてくるものだから、それを見ていると、平均しても概算金で1万1,500円くらい上がるのだと、60キロで、そんなビラが配られたりしているようです。すると、米の高騰で、米の返礼のときに同じ重量だと値段的に高いものを返してしまうというか、こういうことにはなると思うのですけれども、それでも今までと同じように例えば米1キロ返礼品あげますとか、2キロ返礼品あげますというふうなことに多分なっているのだと思いますが、同じだけの重量の米をお返しすることにはなるのでしょうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ふるさと納税、今米の関係でご質問ありがとうございましたが、例えば具体的にお話をしますと、米を扱っている業者さんのほうで町のほうにふるさと納税として登録をしますというところ、例えば5キロ、米であれば大体5キロ多いですけれども、今までであれば5キロ2,000円幾らとか、3,000ちょい少しだとかということですが、昨年の途中からやはり高くなっておりまして、今年度、今やっと新米とかの受付を始めたところでありますけれども、業者さんによりけりで、金額は別でありますが、やっぱり5キロ4,000円ということで業者さんのはうから金額の提示があります。そうしますと、町のほうで返礼品の金額は3割となりますので、4,000円ということであれば、納税額は1万2,000円くらいの金額を納税額として設定をします。米の値段が上がれば、当然事業者さんから示される金額が上がりますので、当然それに対しての納税額も上がるということになります。あとは、その金額を選んで納税されるか、されないかは納税者の方の考え方でありますので、今年度値段も上がりますし、米の収量もある程度見込めそうだと、収量といいますか、事業者さんが出せる量結構見込めそうだという話もありますので、値段が上がれば納税額も上がるということで、納税額全体は上がるということを今期待をしているところであります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） そういう考え方方は、私は真っ当だと思います。ただ、今ちょうど例えば1万円なら1万円を寄附してくださる方がいて、それに対して例えば5キロでもいいのですけれども、5キロ分の米を返礼品として返していたというふうな場合、米の値段が4割も上がったみたいなことになると、5キロを返すことはできなくて、4キロしか返せなくなるみたいな、こんなことはないのかということをちょっと伺いたかったのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今委員おっしゃられる内容も理解するところですが、ふるさと納税の仕組みとしては、先ほどお話ししましたとおり、事業者がまずは5キロ、今年の米、はえぬき5キロ幾らという金額を町のほうにこういう金額で出したいというふうに来ますので、それを30%になるように納税額が自動的にといいますか、割り返して金額が決まっていくということでありますので、今斎藤委員ご心配したような、1万円納税して今まで5キロが行っていたのが、高くなつたので4キロに減るとか、そういうことではございませんので、

ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 了解しました。私は貧乏性なもので、ついそんなことをちょっと質問したということでございます。

次、53ページで、報償費の事業協力謝礼746万円ほどありますけれども、衛生費ですけれども、この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

4款衛生費の1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の7節報償費でございますが、事業協力謝礼746万8,617円の内容ということでございますが、こちらにつきましては、地域生活課所管といたしましては、環境推進費ということで、各集落のほうに環境推進委員いらっしゃいますけれども、122名分の事業協力謝礼となりまして、実績といたしましては746万8,000円何がしのうち517万7,288円となっております。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 環境推進委員の報償関係だというふうなことでございました。

次、ページ58の上のほうですけれども、全国洋上風力発電の市町村連絡協議会というのがあります。これ負担金3万円ほど払っております。そして、またそのすぐ2つぐらい下ですか、遊佐町洋上風力産業振興プラットフォーム補助金ということで、これが50万円あります。これについて伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

初めに、全国洋上風力発電市町村連絡協議会負担金3万円ということでございますが、こちらにつきましては令和4年度、令和4年の7月に全国の洋上風力発電事業を進めている自治体、いわゆる市町村で組織がされたところでありますと、令和4年の9月に遊佐町も入会をさせていただいたというところであります。現在、直近ではありませんけれども、昨年度年度末時点では全国の23の自治体が加入をしているという状況であります。本町のように促進区域になっているところのほか、そういう有望な区域ですとか、あとは基地港湾に選定されている自治体も入っております。あくまで任意でありますので、関係するところの全自治体が入っているという状況ではありません。そちらの協議会では、年に1度、2度、総会並びに先進地視察というようなところで、自治体間の情報交換の場ということで非常に貴重な機会になっておりますし、この協議会においていろいろ国、経産省ですとか国交省等にもいろいろ意見も言っていくというような位置づけでの協議会となっているところであります。

もう一点、遊佐町洋上風力産業振興プラットフォーム補助金50万円のところのご質問もございました。こちらにつきましては、昨年の7月に設立をしました、遊佐町商工会が事務局となって設立いただきました遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームに対する補助金ということで、昨年度7月に設立したということで、その準備ということで補正予算のほうで、昨年の12月補正のほうで要求をさせて、議決をいたしましたところでありますけれども、パソコン等機器をそろえるということで、それに対する、その費用の

一部を補助するということで町のほうで50万円補助を交付したものであります。現在、6月現在ぐらいですが、155事業所が今このプラットフォームには加入をいただいているというような状況であります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） なかなか洋上風力も最近容易でないような面が出てきているようでございます。これも広い意味でのインフレで、一般質問ではありませんので、何だかんだ付け加えることはしませんが、当初の見込みより洋上風力の値段自体が倍もなったと、そういう話もございます。ですから、多くの場合ヨーロッパのほうから持ってくる場合が多いのですけれども、倍の値段のものを日本に持ってくると、こういうふうなことになるわけです。そのような意味で大変な業界になってきたのかなと私は個人的に思っております。あんまりしゃべると一般質問になるので、これよりは言いませんが、いろんな意味でインフレが浸透しているというふうな状況のようございます。

その次、ページ59でございますが、委託料、若者を中心としたビジネス創出事業510万4,000円という委託料になっております。これは、若者が自らビジネスをつくり出すものではないだろうとは思いますが、この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

若者を中心としたビジネス創出事業ということで、基本的には一番大きな狙いとしては、今委員おっしゃられた若者、町内の若者が自らビジネスを創出してまちの活性化につなげていただくというところが一番の大きな目標であります。なかなかそう簡単なことではございません。昨年度、令和6年度の事業内容につきましては、先週も4番委員のご質問に説明をさせていただいたところでありましたけれども、3つございまして、1つが遊佐高校デュアル実践の関係の事業委託ということで240万9,000円、遊佐高校のデュアル実践を今いろいろサポートしていただいているという内容であります。

2つ目が大学生の地域課題解決型の夏期インターンシップ業務ということで、夏期インターンシップを昨年度7月か8月、9月ぐらいにかけて、しらい自然館を拠点として、大学生募集をして来ていただいて、昨年度は観光プログラムをつくっていただくということでやっていたものの、そのサポートをしていただく業務を委託したというところが220万円。

3つ目として、空き店舗利活用支援業務委託ということで49万5,000円であります。今年度、今進めております空き店舗利活用の支援事業のいわゆる準備といいますか、スタートアップというような形で、小規模でしたが、昨年度その事業にも取り組んで、大学生ですとか、高校生を対象として、新たなビジネスチャレンジのためのセミナー等も開催をしたという、この3つが若者を中心としたビジネス創出事業の内容となっております。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 若者を中心としたというと、いかにも未来を切り開くような若者というふうなイメージが付きまとふのかもしれません、ビジネスの世界は非常に厳しいものでございます、現実問題として。そういう意味で、若者の皆さんから頑張っていただくのは結構なのですが、あまり大きな

予算を役場で組んでやってもらうみたいなことは、私としてはあんまり進めないほうがいいのではないかと思うのです。ある程度限定された予算の中でやっていただくと、こういう形がちょうどいいのかなとは思います。

次、59ページの一番下のほうですけれども、貸付金というのがあります。1,000万円です。町勤労者生活安定資金貸付金ということでございますけれども、誰でも生活が厳しくなれば、不足するお金を借りるというか、そういうふうなことにはなると思うのですが、この貸付金の金利は何%でしょうか。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

勤労者生活安定資金貸付金ということでございますが、こちらにつきましては、町と労働金庫、この地区では東北労金酒田支店ですが、町と労金が提携をして実施する生活応援ローンということで、町と労金が1,000万円ずつ拠出をして、融資枠をつくっているところであります。資金の区分ですが、6つございます。生活資金、教育資金、福祉資金、自動車資金、移住定住資金、空き家対策資金ということで6種類ございまして、返済期間は15年、ご質問の貸付利子ですが、それぞれ6つの項目で全て違います。一番高いところでは生活資金で2.75%、一番低いものでは、3つありますが、1.25%と項目によって違うということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、6年度の実績については、教育資金で1件、自動車資金で2件の貸付けの申込みがあったということです。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 6つの項目があって、それぞれで金利が違っているということのようござります。できるだけ金利を安くして貸してあげてもらいたいものだなと思うわけでございます。

その次は農業費として、ページ61の報償費で事業協力謝礼168万7,400円というのがありますけれども、この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

農業振興費の報償費、事業協力謝礼168万7,400円ですが、4つの項目に分かれているところであります。1つ目が産業委員謝礼ということで、いわゆる生産組合長の方々に謝礼を支払っているところが165万2,400円、ほぼこれになりますけれども、そのほか有害鳥獣駆除事業で1万円、農業次世代人材育成投資資金サポート協力謝礼ということで、いわゆる若手の農家の方が、いわゆる新規就農を目指す農家の方々に指導農家として町内の農家の方がサポート、支援いただくものに対する謝礼ということで5,000円、同じような形のものでもう一つが新規就農総合対策事業ということで、やはり同じような形の新規就農の方に指導農家ということで指導いただいているところの分が2万円ということで、合計して168万7,400円という内容であります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 生産組合長に対する謝礼のようなものが多いということでございました。

次に、ページの63ページで、これも農業関係でございますが、農地利用効率化等支援交付金ということで2,679万2,000円があります。この内容について伺います。

また、その一番下のほうでやまがた農地リフレッシュ&アクション事業補助金ということで99万5,000円がありますけれども、この2つの内容についてお願ひいたします。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

初めに、農地利用効率化等支援交付金でございますが、こちらにつきましては、町内の認定農業者等の方々が農業用の機械、施設を導入する際に補助をするというものでありまして、補助率が10分の3以内、全額国との補助となりますので、こちら歳入にも同額が記載をしてあります。令和6年度につきましては、当初予算は462万円という計上だったのですが、令和6年度、新年度に入ってからも要望もございまして、県のほうに問い合わせたところ、まだ枠があるということで、令和6年度につきましては、6月と12月に補正予算をお願いして追加をしたということで、令和6年度につきましては1法人と6個人ということで、計7件の補助決定をさせて、交付をさせていただいたというところであります。内容につきましては、コンバインですとか、田植機、トラクター、あとトラクターのモアとか、そういう、そのような機械関係の補助というふうになっているところであります。

もう一点、やまがた農地リフレッシュ&アクション事業補助金ということで、ご質問でございました。こちらにつきましては、県が行っている補助事業でありますけれども、県と町が4分の1ずつの補助であります、いわゆる耕作放棄地を再生するための事業費の2分の1を補助するということで、昨年は12月補正のときに予算を計上させていただいて、そのときもご説明をさせていただきましたが、町内の耕作放棄地、数年もう手をかけていなかった田んぼを町内の別の方がお借りをして、そこを再生するということで、そのための費用、費用は約200万円弱ということだったのですが、それに対する2分の1、県4分の1、町4分の1の補助でありますので、補助金額が99万5,000円という形で補助をさせていただいたものであります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 多くの場合機械を買うときの補助だというのが多いみたいでありますけれども、今回またそのようなものであると。また、放棄地を再生させるための補助金であるというふうなことでもって了解いたしました。

次に、ページ65で、これも圃場整備事業の負担金で1億2,750万円があります。随分大きな負担金だとは思うのですが、この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

圃場整備事業負担金1億2,750万円ということであります。現在町内におきましては、圃場整備の事業、面整備は行わない水利、いわゆる水路整備というところで2種類大きくありますけれども、全部で7か所計画をされ、進められているということであります。基本的に圃場整備の町の負担割合は10%ということになりますので、毎年当初予算に比較して補正予算をお願いしているという状況であります。計画変更、

計画が詰まってきたと、内容が詰まってきたと、やっぱり変更ということで県のほうから、国ですけれども、国、県のほうから、こういう形で変わったということで、大きいところだとすごい金額、当初の倍近くになると、そういう計画変更もあったりしますので、負担金につきましてはかなり大きい金額というふうになっているというふうに思っております。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 7か所で面整備と水利の整備であると、10%の補助率として決まっているので、全体的にはかなり大きな事業になっているというふうなことでございました。

次、66ページで、委託料で松くい虫の被害木調査委託料というのがあります。これは6年度の決算なわけですけれども、447万2,600円です。去年もそうだったのですけれども、今年も随分松林が赤く見えます、実際。かなり松くい虫の被害が進んでいるのではないかと思うのですけれども、去年の決算でこうだということなのですが、今年の状況などはあらかたいかがなものでしょうか。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

松くい虫の被害木調査委託料ということで、447万2,600円ということで、昨年度当初予算360万円強でございましたが、昨年度、被害量が非常に多いということで、途中で金額を変更して、増額をさせていただいたということです。今年度につきましても、9月下旬、これから入札発注予定でありますけれども、同程度ぐらいの被害ではないかというような見込みで委託料は見込んでおりますが、はっきりまだ全体的な数量全く把握はできておりませんが、非常に皆様御覧いただいてもお分かりのとおり、非常に赤い木が目立つというような状況がありますので、ただ去年、令和6年度は非常に多かったという令和5年度より多くなったのですが、私は個人的には令和6年度並みはいかないのかなと、ただそれでもかなりの量なのだろうなというふうに想像しているところであります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 去年よりも増えているのではないかというような大ざっぱな見込みのようでございます。

ページの68で、水産業関係の委託料で経済波及効果調査委託料というのがあります。148万5,000円、この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 委託料、経済波及効果調査委託料148万5,000円でありますけれども、先ほどアワビの件で委員からご質問あった際に説明をさせていただきました経済波及効果調査委託料が、昨年度実施した委託料がこの項目のこの金額ということになります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 次に、69ページの上のほうですけれども、遊佐町持続可能な水産業支援事業補助金というのがありますて、299万2,000円があります。同じような内容のように見えるのですが、課長、

またこれを説明をお願いします。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

先ほど歳入のところのご質問で水産業成長産業化支援事業補助金のご質問がありまして、その際お答えをさせていただきました内容、新規の漁業者が中古船を購入したというところと、箕輪鮭生産組合さんがふ化場を修繕したというところ、もともとの県の補助率と町の補助率、県が3分の1、町が6分の1というのがもともとの補助事業であります、それに今後の水産の振興並びに水産の新規漁業者の確保という意味合いも込めて町が新たにかさ上げをするということで、さらに6分の1をかさ上げするという内容がこの遊佐町……すみません。失礼しました。もともと6分の1の補助率のものに町が単独でさらに6分の1かさ上げするという制度をつくりまして、その部分がこの補助金になります。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ありがとうございます。

次は、74ページの負担金補助です。遊佐町の着地型観光推進事業補助金で650万円あります。この内容について伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員、ただいまの質疑は所管内の質疑。

11番（斎藤弥志夫君） 分かりました。所管でしたので、やめます。

次、75ページで、これも負担金補助ですけれども、上から2つ目の山形県企業誘致促進協議会負担金2万2,500円でありますが、先ほども酒田市、遊佐町の企業誘致の合同したようなものがありましたけれども、これとも似ているように思うのですが、これについて伺います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

山形県企業誘致促進協議会負担金2万2,500円ということであります。この協議会につきましては、山形県産業立地室が、いわゆる企業誘致をする窓口のところが事務局となっておりまして、山形県の市町村全体が入っている協議会であります。大きいところでは、今年度もこれから10月予定されておりますが、東京都におきましてやまがたビジネスセミナー、やまがた産業立地セミナーということで、山形県全体として企業誘致を行うというようなところ、あとは毎年この協議会で、やまがたの工業用地という工業団地を全部紹介するようなパンフレットを作成したりしている、そういう協議会になっております。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） この協議会は、遊佐町、酒田市の合併の企業誘致のあれもありましたけれども、やはりこれとは大分違うような内容のものなのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

あくまでも企業立地、企業誘致をするという目的は一緒でございますが、こちらの山形県の協議会は県全体、いわゆる県として山形県全体に誘致をしようというところの考え方、先ほどの酒田・遊佐協議会に

については、酒田と遊佐、いわゆるこの管内に、何とか酒田と遊佐、いろいろ一緒に活動しているところありますので、連携をして、酒田と遊佐、酒田の工業団地、京田西、また臨海工業団地まだありますし、遊佐でいえば鳥海南工業団地、ここに何とか企業誘致をして、酒田、遊佐を活性化したいという目的という分け方と理解していただければと思います。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 県の協議会となると、どうもやっぱり内陸型といいますか、内陸のほうにより多くの企業が引っ張られていくみたいな印象を持つのですけれども、そんなことはないですか。

委員長（伊原ひとみ君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

どうしても面積的に県が所有している工業団地、県の工業団地でありますけれども、やはり内陸が非常に面積が大きいので、どうしてもそういうふうに捉えられがちかとは思われますが、現在今県の工業団地のほうも大分実は埋まってきてるという現状もありますので、企業様のほうのご意向で、例えば酒田港の近くがいいですとか、内陸部がいいですとか、そういうご意向も踏まえて誘致活動ということになりますので、まだ酒田、遊佐の、遊佐がそうですけれども、鳥海南がそうですが、土地ございますので、何とか県と連携もしながら、企業誘致を進めていきたいと思っております。

以上であります。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 次、ページ99の委託料ですけれども、中学校給食業務民間委託料1,485万円でございます。この給食を作る係の皆さん方は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。そして、給食を作る場合においても、このくらいの生徒の場合はこのくらいの給食の係の人がいれば普通オーケーだと、間に合うみたいな、そういうもの多分あるのではないかと思うのですけれども、今いる皆さん方の人数というものは適正な人数であると、このようにみなしているのかどうか伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの中学校給食業務民間委託料ですけれども、遊佐中学校の調理業務を業者の方に委託している委託料でございまして、5名の職員が調理業務に当たっているというふうにちょっと理解をしておりました。この中で、当然給食時間内にどんどん提供しなければならないという部分とか、それから出来合いのものだけではなくて、調理の手間かけながら、おいしい給食を提供するというような部分で、人数減らせば今度やっぱり時間ですとか、それからアレルギーの対応とか、なかなかそういった部分がどうしてもおそらくになってしまふというようなところがありますので、今現在の人数は適正な人数なのかなというふうに理解しております。また、あと調理員の中でもやはりお休みですか、いろいろ体調悪かったりする部分で代替の部分とかもこの民間委託の中で対応していただいておりますので、十分この委託料でしっかりやっていただいているというふうに認識をしているところです。

以上です。

委員長（伊原ひとみ君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 5人、係の方がいらっしゃって、適正な人員でやっているというようなことでございました。

次、ページ100で一番上のはうですけれども、学校給食費無償化事業負担金2,306万円ほどあります。これは、給食費の何%に当たるのでしょうか。それから、前にも給食費というのは、給食費についてはいろんな提案がなされてきました。町でも半分くらい、半年ぐらい補助するみたいな、そういうこともありますけれども、給食費を全額町が支払うということはやっぱり無理なのでしょうか。ふるさと納税で随分多くの寄附金も集まっています。まさか給食費を払うのにクラウドファンディングをお願いしますというわけにはいかないでしようけれども、それは全く別の話として、ふるさと納税の寄附金を使えば私はできるのではないかと思うのですけれども、9億5,000万円、10億円も来るのだから。それをできる年は、それを使って完全無償にすると、できない年はしようと、寄附が集まらないのだからと、私はそれでもいいのではないかというようなふうには考えるのですけれども、給食費は何%に当たるのか、この辺を伺いたいと思います。

委員長（伊原ひとみ君） これで、11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（伊原ひとみ君） ないようですので、これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（伊原ひとみ君） ご異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託されました認第1号から認第6号まで、以上6件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分して挙手により行います。

なお、可否について、挙手しない者は否とみなします。

最初に、認第1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（伊原ひとみ君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（伊原ひとみ君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおりに承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長（伊原ひとみ君）　　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長（伊原ひとみ君）　　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長（伊原ひとみ君）　　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長（伊原ひとみ君）　　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時22分)

休

憩

委員長（伊原ひとみ君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時45分)

委員長（伊原ひとみ君）　　ここで、荒木教育課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　先ほど私、斎藤委員の中学校給食業務民間委託料1,485万円の調理員の人数につきまして質問ありまして、答弁いたしました。こちら令和6年度決算でございますので、5名ということで、5名で調理員のほうは運営をしておりました。しかしながら、令和7年度からは生徒数の減少もございまして、今現在4名で実施しているというようなところになります。

以上、訂正させていただきます。

委員長（伊原ひとみ君）　　報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原 潤君） 報告書案文を朗読。

委員長（伊原ひとみ君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり、
本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（伊原ひとみ君） ご異議なしと認めます。

よって、事務局長朗読のとおり、本会議に報告することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後2時48分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和7年9月22日

遊佐町議会議長 高橋冠治 殿

決算審査特別委員会委員長 伊原ひとみ